

# 特許の補完としての意匠の戦略的活用



会員 佐々木 真人

## 要 約

知的財産の活用戦略の1つとして知財ミックス戦略は知られており、様々な知的財産権の組合せが考えられるが、本稿では創作物を保護する特許権と意匠権の組合せに着目する。「特許と意匠の併用に関する調査・研究」もなされており、この調査・研究では、特許と意匠を併用出願した事例を複数の類型に分類してそれぞれ分析がなされている。そして複数の類型の1つとして特許と意匠で補完的な保護を目指した類型が紹介されているが、いずれを主とするかについては言及されていない。特許法と意匠法の保護対象を対比すると、特許法の保護対象である発明の方が意匠法の保護対象である意匠よりも広範な創作を対象としており、権利範囲も発明の方が広い場合が多いと考えられることから、本稿では、創作物の保護を検討する際に特許による保護を主たる保護として位置付け、この特許の補完としての意匠の戦略的活用例について検討する。

## 目次

1. はじめに
2. 知財ミックス戦略
3. 特許法と意匠法の保護対象の対比
4. 特許の補完としての意匠の戦略的活用
5. まとめ

## 1. はじめに

近年、知的財産を始めとする無形資産は、企業の競争力の源泉としてより重要な経営資源となっている<sup>(1)</sup>。ここでいう無形資産には、特許権、商標権、意匠権、著作権といった知的財産権（産業財産権<sup>(2)</sup>）も含まれる。「知的財産権」という用語については、例えば知的財産基本法（平成14年法律第122号）2条2項において、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいうと定義されている。また「知的財産」という用語については、同法2条1項において、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうと定義されている。本稿では、知的財産基本法で規定されている意味内容のものとして「知的財産」や「知的財産権」という用語を使用する。

知的財産の活用戦略の1つとして知財ミックス戦略は知られている。知財ミックス戦略は、製品やサービスを複数種類の知的財産権で多面的に保護することをいい、知的財産権を組み合わせることによる相乗効果が期待されている。例えば、特許権によって製品の機能や効果に直結する技術を保護し、意匠権により製品の機能や効果が感得されるデザインを保護し、商標権により製品やサービスと結びつく目印を保護することが考えられる。これ以外にも様々な知的財産権の組合せが考えられるが、本稿では創作物を保護する特許権と意匠権の組合せに着目する。実際に特許出願と意匠登録出願を併用している事例が報告（後述する「特許と意匠の併用に関する調査・研究」参照。）されており、その報告では各事例が幾つかの類型に分類されている。その類型の中に「補完的な保護を目指

した分類」があるが、上記報告では、特許<sup>(3)</sup>と意匠の保護範囲が重なっていないため相互に補完関係にあると分析されている。

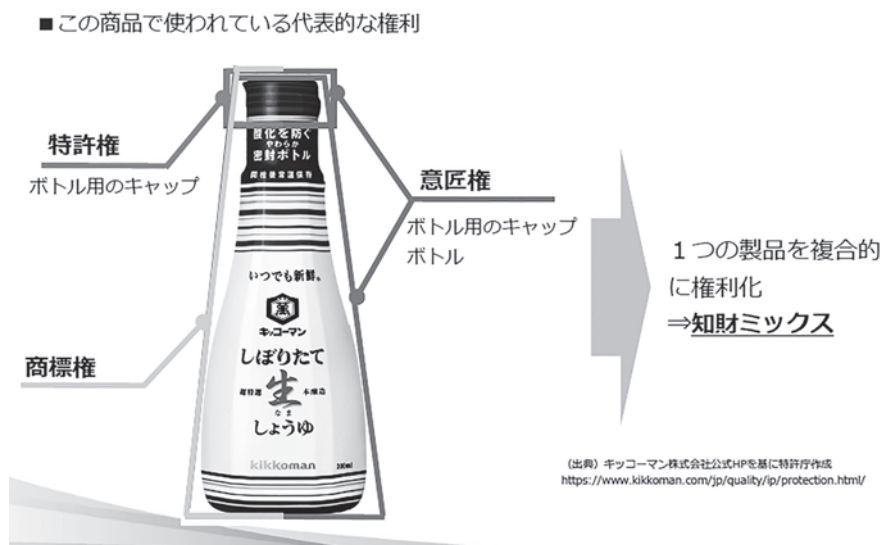
特許法の保護対象である発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、創作物の外観をも含むのに対し、意匠法の保護対象である意匠は、物品や建築物の形状等又は画像（表示画像や操作画像）であり、創作物の外観を対象とすることから、特許法の保護対象の方が意匠法の保護対象よりも広範にわたっていると考えられる。そこで、本稿では、新たな創作を含む製品等について、特許法による保護を主たる保護として位置付け、特許を補完するものとして意匠を戦略的に活用する手法について検討する。

## 2. 知財ミックス戦略

知財ミックス戦略については、例えば「企業価値向上に資する知的財産活用事例集 2022」<sup>(4)</sup>において、「製品、サービスを効果的に保護するため、特許、意匠、商標に加え、広くノウハウ、AI・ソフトウェア、データや、人的資源を含めた知的財産を複合的に活用した知財ミックス戦略は、他社との差別化による競争力の強化のため、各社で幅広く採用されている。」ことが報告されている。また知財ミックスと知財権ミックス（知的財産を多様な側面から複合的かつ有機的に保護すること）とを区別しながら、これらの効果について、「各々の知財・知財権の単独的な効果（単独効果）だけでなく、有機的に活用・保護することによって互いに作用し合う結果生じる何らかの相乗的な効果（相乗効果）が働くものと考えられる。また単独効果は、個々の知財・知財権による効果であるが、ミックス戦略（主に技術・特許権とデザイン・意匠）においては、それぞれのデメリットをメリットで補うような補完的な効果もあると考えられる。」という見解もある<sup>(5)</sup>。

### 2. 1 知財ミックス戦略における意匠の活用例

上記「企業価値向上に資する知的財産活用事例集 2022」では、特許に加えて、外観デザインを意匠で保護した事例（Casa Study 2：GROOVE X 株式会社、Casa Study 20：株式会社 LIXIL）、商標やドメイン名に加えて、画面上の UI（ユーザー・インターフェイス）について意匠登録出願を行った事例（Casa Study 17：株式会社メルカリ）が紹介されている。また知的財産権制度の概要 2024 年度知的財産権制度説明会<sup>(6)</sup>では、下記参考図 1 に示される「しょうゆの容器」について、特許（特許 5727888 号）、意匠（意匠登録 1443164 号ほか）、商標（商標登録 5860508 号ほか）を取得した事例が紹介されている。



9

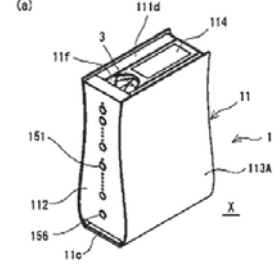

参考図 1

(知的財産権制度の概要 2024 年度知的財産権制度説明会 9 頁より抜粋)

### 2. 2 特許と意匠の併用事例

日本弁理士会関西会 関西実務系委員会意匠部会による「特許と意匠の併用に関する調査・研究」（令和 7 年 3



<p>5</p>	<p>特許 7340860 号 【発明の名称】 乾燥装置</p> <p>【図 1】</p> 	<p>意匠登録 1687196 号 【意匠に係る物品】 ふとん乾燥機</p> 
----------	---	--

上記「特許と意匠の併用に関する調査・研究」では、表 1 に示される各事例が、特許と意匠で権利範囲が重なっていないと考えられることから、補完的な保護を目指したものとして類型 3 に分類されている。例えば、事例 1、3 では、特許が製品の 1 つの部品に関するものであるのに対し、意匠は特許とは異なる部品に関するものであり、事例 2、4 では、特許が内部構造に関するものであるのに対し、意匠はこの内部構造とは関連性のない外観に関するものであり、事例 5 では、特許が乾燥装置の各部の構造や制御部に関するものであるのに対し、意匠は特許に係る技術とは関連性のない外観に関するものである。

### 3. 特許法と意匠法の保護対象の対比

#### 3. 1 特許法の保護対象

特許法の保護対象は発明であり、発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう（特許法 2 条 1 項）。ここで、「自然法則の利用」については、暗号を作成する方法が自然法則を利用していないこと<sup>(7)</sup>や、自然現象の裏にある因果律の利用を意味しているという説明<sup>(8)</sup>がなされている。発明は自然法則を利用したものであることから、エネルギー保存の法則、万有引力の法則などの自然法則自体は発明に該当しない<sup>(9)</sup>。また自然法則を利用していないもの、例えば経済法則等の自然法則以外の法則、ゲームのルールのような人為的な取決め、数学上の公式、人間の精神活動に該当する場合は、自然法則を利用したものであるとはいえないと考えられている<sup>(10)</sup>。ここで、技術とは一定の課題を解決するための具体的な手段であり、思想とは無体のアイデアあり、創作とは自ら作り出すことである<sup>(11)</sup>。したがって、発明者が目的を意識して創作していない鉱石等の天然物や、自然現象等の単なる発見は、創作であるとはいえず、発明に該当しない<sup>(12)</sup>。さらに発明には、実用新案法における考案と比較した高度性が要求される<sup>(13)</sup>。発明は、一般に物の発明と方法の発明に分類することができ、物の発明には、素材、医薬、容器・包装、機械・製造装置、電子機器、システム、ソフトウェア、媒体等の広範な対象が含まれ、方法の発明には、単純方法の発明と物を生産する方法の発明が含まれる<sup>(14)</sup>。

#### 3. 2 意匠法の保護対象

意匠法の保護対象は意匠であり、意匠とは、物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物（建築物の部分を含む。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。）であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう（意匠法 2 条 1 項）。ここで、物品は有体物である動産をいい、美感は美に対する感覚のことであるが、意匠については視覚を通じて起こる場合に限られる<sup>(15)</sup>。また電気、光、熱などの無体物は物品として認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形状等を有していないものは物品として認められない。粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であって一定の形状等を有していても、その集合体としては特定の形状等を有しないものであることから、物品とは認められない<sup>(16)</sup>。令和元年の一部改正により、建築物や画像も保護対象とされ、意匠法の保護対象が拡張された。ここで、意匠法上の建築物に該当するためには、土地の定着

物であり、かつ人工構造物であることが要求される<sup>(17)</sup>。意匠法の保護の対象となる画像は、上記のように機器の操作の用に供される画像（操作画像）と、機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（表示画像）の少なくともいずれか一方に該当する画像であり、映画やゲーム等のコンテンツは意匠法上の意匠とは判断されない<sup>(18)</sup>。

### 3. 3 特許法の保護対象と意匠法の保護対象の対比

ここで、特許法の保護対象と意匠法の保護対象を対比する。表2に、特許法の保護対象と意匠法の保護対象を並記する。

表2

特許法の保護対象	意匠法の保護対象
自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう（特許法2条1項）。	物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物（建築物の部分を含む。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。）であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう（意匠法2条1項）。

表2に示されるように、特許法の保護対象である発明が「自然法則を利用」したものであるのに対し、意匠法の保護対象である意匠には「自然法則を利用」することは要求されない。したがって、自然法則を利用していない創作は、基本的に特許法の保護とはならないが、意匠法の保護対象とはなり得る。例えば、装置や機器のディスプレイに表示される画像自体は、一般に「自然法則を利用」することを想定し難いため発明として保護を受けることは容易ではないと考えられるが、操作画像や表示画像に該当すれば意匠法の保護対象とはなり得る。また発明は「技術的思想」であるのに対し、意匠には「技術的思想」であることは要求されない。したがって、「技術的思想」の創作に該当しないものは、特許法の保護対象とはならないが、このような創作であっても、物品の形状等に該当すれば、意匠法の保護対象となり得る。例えば、技術的意義（効果）を有しない形状・構造等については、発明該当性が低いと考えられるが、意匠法の保護対象となる場合があるといえる。さらに発明には高度性が要求されるが、意匠に高度性は要求されない。したがって、例えば進歩性を有しない「技術的思想の創作」は基本的に特許法の保護対象とはならないが、意匠法の保護対象となり得る。

他方、意匠は、物品や建築物の形状等又は画像であることが要求されるが、発明にはそのような制限はない。したがって、物品や建築物の形状等又は画像に該当しないものは意匠法の保護対象とはならないが、それらが発明に該当すれば特許法の保護対象となり得る。また意匠に該当するには視覚を通じて美感を起こさせること（審美性）が要求されるのに対し、発明には審美性は要求されない。したがって、視覚を通じて美感を起こさせないものは、意匠法の保護対象とはならないが、それらが発明に該当すれば特許法の保護対象となり得る。

## 4. 特許の補完としての意匠の戦略的活用

特許の付与を求める発明は、特許請求の範囲において請求項に区分して記載され、各請求項では、特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項（以下「発明特定事項」という。）の全てを記載しなければならない（特許法36条5項）。発明特定事項の用語としては、出願人が発明を特定するために最も適切であると考えられる用語が選択され、しばしば上位概念の用語が採用される。また明細書や図面（特許法36条2項、同条3項）に記載された具体的な形態の一部の構成によって技術思想を特定することもできる。このようにして特定された発明による保護範囲には、明細書や図面に記載された具体的な形態以外の形態も包含され得る。例えば物品等の外観に関する創作も、発明として規定することができる場合がある。それに対し、意匠の場合、願書及び図面に記載された全ての構成（部分意匠の場合は実線で特定された全ての部分。）によって意匠による保護範囲が画定される。なお、意匠権の効力は登録意匠及びこれに類似する意匠に及ぶ（意匠法23条）ことから、意匠による保護範囲には、登録意匠のみならず、それに類似する意匠も含まれるが、発明による保護範囲ほどの広がりには想定し難いと考えられる。このこともあって、発明による保護範囲は、意匠による保護範囲と比較すると、一般に広いと

考えられる。したがって、製品等が特許法で保護可能な発明を包含する場合には、特許法による保護を優先的に検討するという考え方は理にかなっているといえるであろう。

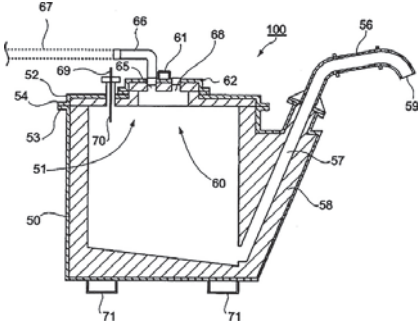
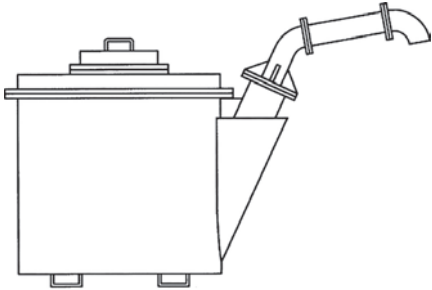
他方、特許権等による権利行使を検討する場合、複数の権利により権利行使する方が相手方には脅威となることが予想される。よって、権利行使を念頭に置いた場合、同一の製品等について複数の権利を取得することが望ましいといえる。同一の製品等について複数の権利を取得する場合、複数の特許権を取得する方策と、特許権と特許権以外の権利を取得する方策が考えられる。後者が上述の知財ミックス戦略に対応する。知財ミックス戦略を採用する場合の代表的な知的財産権として、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を挙げることができるが、これらの中で知的創造物についての権利は、特許権、実用新案権、意匠権である。しかし実用新案権は、実用新案技術評価書（実用新案法12条1項）を提示して警告した後でなければ権利行使することができない（実用新案法29条の2）といった権利行使上の制約があることから、本稿では、特許権と意匠権の組合せに着目している。

特許法の保護対象である発明は、既に述べたように物品等の外観に関する創作をも包含する広範な範囲の創作をカバーすることができるものであり、また発明による保護範囲は、意匠による保護範囲よりも広いと考えられ、かつ権利行使を想定すると複数の権利を取得した方が望ましいと考えられることから、本稿では、特許法による保護を優先的に適用し、発明（特許）を補完するために意匠を戦略的に活用する手法を検討する。

#### 4. 1 技術思想とは別観点の外観についての意匠の活用

表3に示す特許3323489号は、熔融金属供給用容器に関するものであり、容器の構成の一部（ハッチ（62））に貫通孔を設けることを特徴としている。それに対し、意匠登録1137667号は、取鍋の全体形状に関するものである<sup>(19)</sup>。つまり、「容器の構成の一部に貫通孔を設ける」という技術思想については、特許法により保護を受け、特許法で保護され難いと考えられる取鍋の全体形状については、意匠法による保護を受けている。このように技術思想とは別観点である物品（取鍋）の外観について意匠登録を受けることで、意匠によって特許を補完していると見ることができる。このような意匠登録は、従来から多くなされてきたタイプの登録であると思われる。

表3

特許 3323489 号	意匠登録 1137667 号
<p>【発明の名称】 熔融金属供給用容器</p>  <p>【発明の特徴的構成】 蓋の上面部に開閉可能に設けられ、容器の内外を連通する内圧調整用の貫通孔（65）が設けられたハッチ（62）を備える。</p>	<p>【意匠に係る物品】 取鍋 全体意匠</p>  <p>【意匠に係る物品の説明】 本物品は、アルミニウム等の熔融金属を搬送するために使用する取鍋である。筒状の本体上部の蓋から熔融金属を投入し、本体側部から伸びる配管から熔融金属を外部に取り出すものである。本物品の大きさは、筒状の本体の直径が約1m、高さが約1.2mである。</p>

#### 4. 2 技術思想とは別観点の一部の要素についての意匠の活用

表4に示す特許4402165号は、ごみ貯蔵機器に関するものであり、ごみ貯蔵カセット回転装置を備え、このごみ貯蔵カセット回転装置が、ごみ貯蔵カセットを内側へ突出するフランジから吊り下げるように構成されることを特徴としている。それに対し、意匠登録1224008号は、汚物入れ用カセットに関するものである<sup>(20)</sup>。本事例の場合、



表 5

特許 7422851 号	意匠登録 1773995 号
<p>【発明の名称】 ベッドシステム</p> <p>【発明の特徴的構成】 ベッドサイド端末は、対応するベッド装置の利用者を特定する情報と、ベッド装置の移動の開始に関するボタンを画面上に表示し、ボタンの入力を受け付けたのちに表示されるログイン画面及び確認ウィンドウで入力を受け付けると、画面に設定変更状態を示す。</p>	<p>【意匠に係る物品】 ベッドボード 全体意匠</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 本物品は、医療用・介護用のベッドに設置するベッドボードである。</p> <p>意匠登録 1754132 号 部分意匠</p> <p>【意匠に係る物品】 ベッド用手元コントローラ</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 本物品は、ベッドの床部の高さや姿勢を遠隔操作で調節するためのベッド用手元コントローラである。</p> <p>意匠登録 1749196 号</p> <p>【意匠に係る物品】 ベッドサイドレール 全体意匠</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 本物品は、ベッドの側部に装着して人や寝具類の落下を防止するための折りたたみ可能なベッドサイドレールである。</p>

表 6 に示される特許 7298318 号はプリンターシステムに関するものであり、液体供給装置と制御装置とを備え、液体供給装置は、プリンターへの液体の供給源を、第 1 の収容体あるいは第 2 の収容体に切り替え可能であり、第 1 の収容体に着脱可能なコネクタの把持部を覆うことが可能であるカバーが第 2 位置に移動したことが検出部によって検出されたとき、制御装置は、プリンターへの第 1 の収容体からの液体の供給を停止させ、プリンターへの液体の供給源を、第 1 の収容体から第 2 の収容体へと切り替えることを技術思想として特定して権利化している。それに対し、各意匠登録は、プリンター用インクタンクに関するものである。プリンター用インクタンクは、タンク内に収容されたインクがなくなれば交換される交換部品であるといえる。このように交換部品であるインクタンクについて意匠登録を受けておくことで、交換用のインクタンクを権原なく業として製造・販売等する行為に対し意匠権を行使することができる場合がある。この場合も意匠によって特許を補完することができる。

表 6

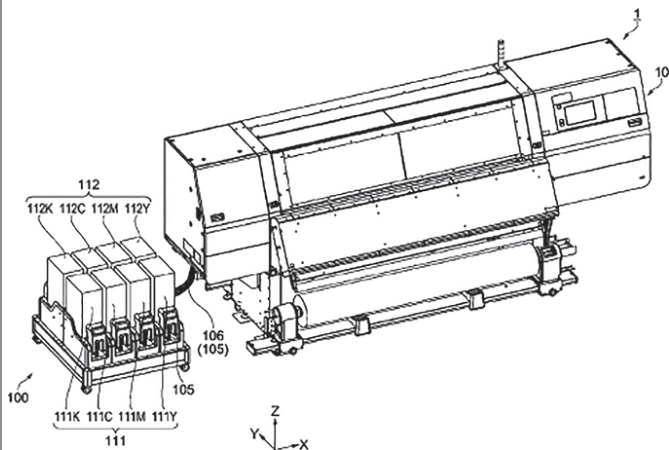
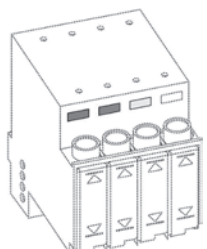
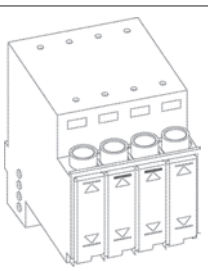
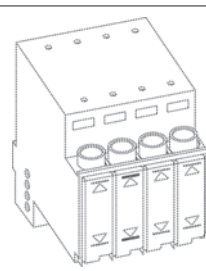
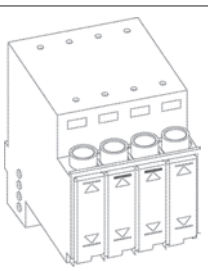
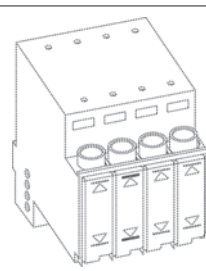
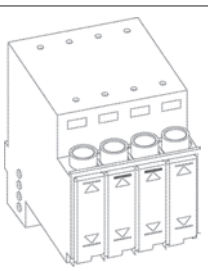
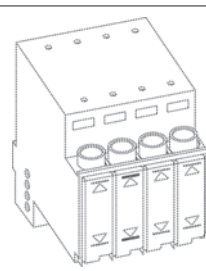
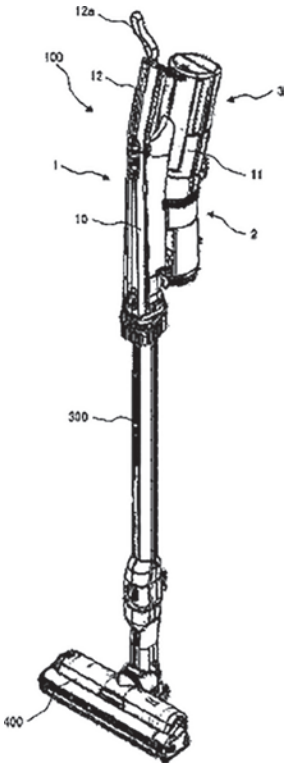
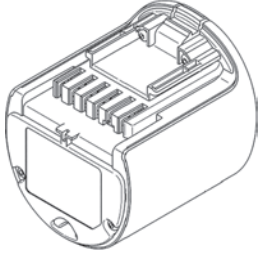
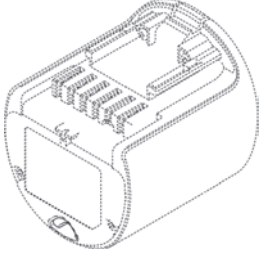
特許 7298318 号	意匠登録 1568723 号				
<p style="text-align: center;">【発明の名称】 プリンターシステム</p>  <p>【発明の特徴的構成】 プリンターへの液体の供給を制御する制御装置を備え、収容体を第1の収容体としたとき、載置台は、第2の収容体を載置可能であり、液体供給装置は、プリンターへの液体の供給源を、第1の収容体あるいは第2の収容体に切り替え可能であり、第1の収容体に着脱可能なコネクターの把持部を覆うことが可能であるカバーが第2位置に移動したことが検出部によって検出されたとき、制御装置は、プリンターへの第1の収容体からの液体の供給を停止させ、プリンターへの液体の供給源を、第1の収容体から第2の収容体へと切り替える。</p>	<p style="text-align: center;">【意匠に係る物品】 プリンター用インクタンク 部分意匠</p>  <p>【意匠に係る物品の説明】 本物品は、インクが貯留されるプリンター用インクタンクである。</p> <p style="text-align: center;">＜他の登録例＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">意匠登録 1568724 号 部分意匠</th> <th style="text-align: center;">意匠登録 1568726 号 部分意匠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">  </td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </tbody> </table>	意匠登録 1568724 号 部分意匠	意匠登録 1568726 号 部分意匠		
意匠登録 1568724 号 部分意匠	意匠登録 1568726 号 部分意匠				
					

表 7 に示される特開 2025-018701 号は、電気掃除機に関するものであり、駆動回路基板を電動送風機の後方に配置し、制御回路基板を駆動回路基板の後方に配置し、駆動回路基板は、後方側を耐熱樹脂で構成された駆動回路基板保持部材で保持されることを技術思想として特定している。それに対し、各意匠登録は、電気掃除機用バッテリーに関するものである。バッテリーは、経時劣化することから、消耗部品に分類することができる。電気掃除機としては特許で保護し、その一部の消耗部品であるバッテリーについて意匠登録を受けておくことで、上述の各場合と同様に、意匠によって特許を補完することができる。

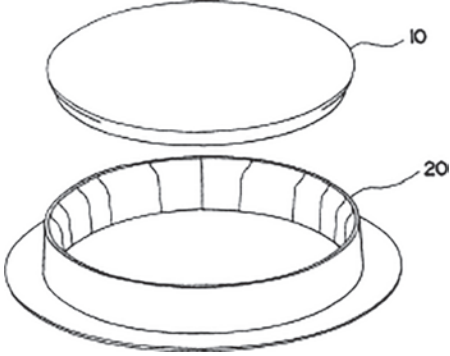
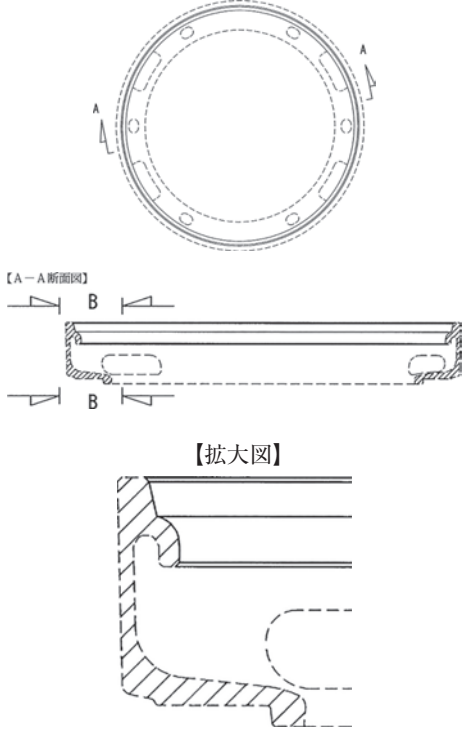
表 7

特開 2025-018701 号	意匠登録 1797100 号
<p data-bbox="352 248 616 277">【発明の名称】 電気掃除機</p>  <p data-bbox="156 1099 807 1220">【発明の特徴的構成】 駆動回路基板を電動送風機の後方に配置し、制御回路基板を駆動回路基板の後方に配置し、駆動回路基板は、後方側を耐熱樹脂で構成された駆動回路基板保持部材で保持される。</p>	<p data-bbox="938 248 1382 311">【意匠に係る物品】 電気掃除機用バッテリー 全体意匠</p>  <p data-bbox="834 591 1485 654">【意匠に係る物品の説明】 本物品は電気掃除機に装着されて使用される蓄電池ユニット（バッテリー）である。</p> <p data-bbox="1054 692 1262 721">意匠登録 1797101 号</p> <p data-bbox="938 725 1382 788">【意匠に係る物品】 電気掃除機用バッテリー 部分意匠</p>  <p data-bbox="834 1066 1485 1196">【意匠に係る物品の説明】 本物品は電気掃除機に装着されて使用される蓄電池ユニット（バッテリー）である。部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に含まれる凹部は、電気掃除機への取り付けに用いる部分である。</p>

#### 4. 3 技術思想として表現困難な形状等についての意匠の活用

表 8 に示す特許 3886037 号は、地下構造物用丸型蓋に関するものであり、丸型蓋の蓋本体と受枠との嵌合状態の構成を技術思想として特定して権利化している。それに対し、意匠登録 1215509 号は、マンホール蓋用受枠の一部の形状（部分意匠）に関するものである<sup>(21)</sup>。本事例の場合、特許 3886037 号は蓋本体と受枠との組合せに関する技術思想について権利化しているのに対し、意匠登録 1215509 号は受枠の一部の形状にのみ着目している。より詳しくは、意匠登録 1215509 号は、技術思想として表現し難いと考えられる受枠の内周面の湾曲形状（表 8 の拡大図参照）を対象としている。このように技術思想として表現困難であると考えられる形態について意匠登録を受けることで、意匠によって特許を補完していると見ることができる。この考え方は、製品等の一部の構成の外観形状のみならず、各要素の配置等であって技術思想として表現困難であると考えられる形態についても適用することができる。

表 8

特許 3886037 号	意匠登録 1215509 号
<p>【発明の名称】 地下構造物用丸型蓋</p>  <p>【発明の特徴的構成】 受枠凹曲面部の上方には、受枠の上方に向けて拡径する受枠上傾斜面部を連続して形成し、蓋凸曲面部の上方には、蓋本体の上方に向けて拡径する蓋上傾斜面部を連続して形成し、蓋本体を受枠で支持した閉蓋状態において、受枠上傾斜面部と蓋上傾斜面部は嵌合し、蓋凸曲面部と受枠凹曲面部及び蓋凹曲面部と受枠凸曲面部は接触しないようにする。</p>	<p>【意匠に係る物品】 マンホール蓋用受枠 部分意匠</p>  <p>【意匠に係る物品の説明】 の記載はない。意匠登録 1215512 号も保有している。</p>

#### 4. 4 技術思想として保護を受け難いと考えられる要素についての意匠の活用

表 9 に示される特開 2025-93527 号は工作機械に関するものであり、この工作機械は操作画面（表示装置：表 9 における【操作画面の拡大図】参照。）を備えている。そして、加工完了時間のカウントが開始された後、加工完了時間よりも所定時間だけ前の報知時間が経過したことを判断すると、表示装置に、所定時間後に加工完了時間が経過することを示す報知画面を表示させて報知を行うことを技術思想として特定している。表示装置の画面に現れる画像自体について、技術思想として直接的に保護を受けるのは一般に容易ではないと考えられる。しかし、例えば当該画像が操作画像に該当すれば、画像意匠として登録を受けられる場合がある。表 9 には、工作機械ではないが、ディスプレイを有する飲料ディスペンサの操作画像について意匠登録を受けた事例（意匠登録 1776381 号）を紹介する。この飲料ディスペンサの場合と同様に、工作機械の操作画像について意匠登録を受けることにより、操作画像を内蔵する機器等を権原なく業として譲渡等する行為（意匠法 2 条 2 項 3 号（ロ）参照。）に対して意匠権を行使することができる場合がある。よって、この場合も意匠によって特許を補完することができる。

表 9

特開 2025-93527 号	対応の意匠登録なし
<p>【発明の名称】 工作機械</p> <p>【操作画面の拡大図】</p> <p>【発明の特徴的構成】 加工完了時間のカウントが開始された後、加工完了時間よりも所定時間だけ前の報知時間が経過したことを判断すると、表示装置に、所定時間後に加工完了時間が経過することを示す報知画面を表示させて報知を行う報知処理部を備える。</p>	<p>同一出願人の意匠登録を確認したが、左記の操作画面に対応する意匠登録を発見することができなかった。</p> <p>【操作画像の登録例】</p> <p>意匠登録 1776381 号</p> <p>【意匠に係る物品】 飲料ディスペンサ用操作画像 部分意匠</p> <p>【使用状態を示す参考図】</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 この画像は、飲料ディスペンサを操作するための画像であり、例えば、使用状態を示す参考画像図 1 に示すように、2 種類の飲料のうち一方を選択したときに表示される画像で、選択した飲料が注出される側の注出口を案内表示する。図示した木札状の操作ボタンをタッチすると、次の選択画像へと遷移する。</p>

表 10 に示される特許 7332746 号の発明の名称は「電子デバイスのための温度検知システム及び方法」であるが、その請求項 1 には、筐体と、ディスプレイアセンブリと、温度センサセットと、温度センサセットに接続されているプロセッサとを備えるポータブル電子デバイスが記載されている。この特許では、プロセッサにより、筐体の外部の環境に応じて温度センサを選択し、この温度センサによって提供された信号から重み付き信号を生成し、この重み付き信号に基づいて環境の温度を判定するという技術思想について権利化されている。特許 7332746 号では、電子デバイスの画面に表示される画像例までは記載されていないが、何らかの画像が表示されるものと推察される。ところが、この電子デバイスの画面に表示される画像自体から技術思想を抽出して権利化するには相応の工夫が必要であると考えられる。そこで、表 10 の各意匠登録に示されるように、電子デバイスの画面に表示可能な画像について表示画像として権利化することが考えられる。このように表示画像について意匠登録を受けることで、当該表示画像を内蔵する機器等を権原なく業として譲渡等する行為（意匠法 2 条 2 項 3 号（ロ）参照。）に対して意匠権を行使することができる場合がある。よって、この場合も意匠によって特許を補完することができる。

表 10

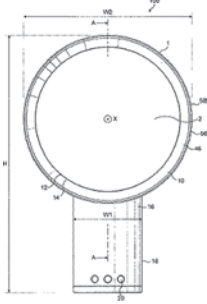
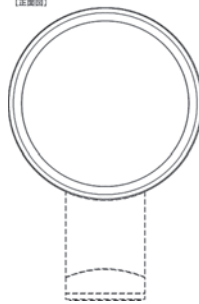
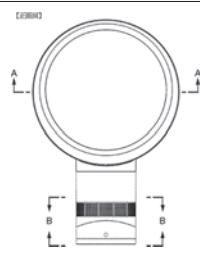
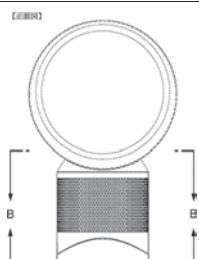
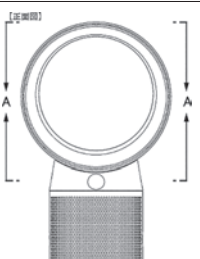
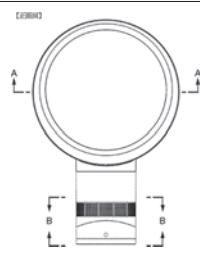
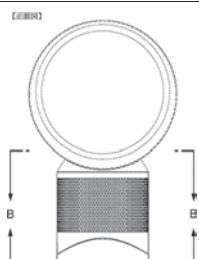
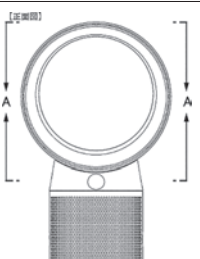
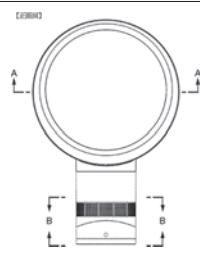
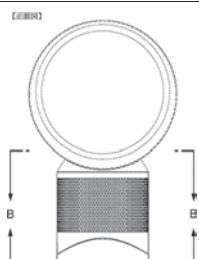
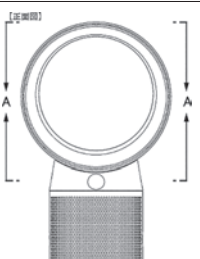
特許 7332746 号	意匠登録 1774709 号								
<p>【発明の名称】 電子デバイスのための温度検知システム及び方法</p> <div style="text-align: center;"> <p>【図 1 A】</p>  </div> <p>【発明の特徴的構成】 内容積内に配置されており温度センサセットに接続されているプロセッサを備え、プロセッサが、筐体の外部の環境を判定し、判定された環境に少なくとも部分的に基づいて、温度センサセットから、第1の温度センサ及び第2の温度センサを選択し、第1の温度センサによって提供された第1の信号に第1の重みを割り当てて第1の重み付き信号を生成し、第2の温度センサによって提供された第2の信号に第2の重みを割り当てて第2の重み付き信号を生成し、第1の重み付き信号及び第2の重み付き信号に少なくとも部分的に基づいて環境の温度を判定する。</p>	<p>【意匠に係る物品】 情報表示用画像 部分意匠</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>【意匠に係る物品の説明】 本願意匠に係る画像「情報表示用画像」は、例えばユーザーの心拍リズム、脈（拍）、拍動等の情報を表示するために用いられる画像である。</p> <p style="text-align: center;">＜他の登録例＞</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">意匠登録 1772417 号 部分意匠</th> <th style="width: 50%;">意匠登録 1717504 号 部分意匠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">意匠登録 1691897 号 部分意匠</th> <th style="width: 50%;">意匠登録 1690226 号 部分意匠</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	意匠登録 1772417 号 部分意匠	意匠登録 1717504 号 部分意匠			意匠登録 1691897 号 部分意匠	意匠登録 1690226 号 部分意匠		
意匠登録 1772417 号 部分意匠	意匠登録 1717504 号 部分意匠								
									
意匠登録 1691897 号 部分意匠	意匠登録 1690226 号 部分意匠								
									

4. 5 製品等についてモデルチェンジや設計変更があった場合の意匠の活用

表 11 に示される特許 4756286 号は送風機に関するものであり、その請求項 1 に係る発明では、空気流を生じさせる手段と、空気流を放出する口を備えたノズルとを有し、当該ノズルの構造を特定することで羽根なし構成とするという技術思想について権利化されている。その一方で、意匠登録 1392128 号のように送風機の形状についても登録を受けている。この送風機は複数回モデルチェンジがなされており、幾つかのモデルチェンジした形態について表 11 に示されるように複数の意匠登録を受けている。このように送風機の基本的な技術については技術思想として特許で保護する一方で、その後のモデルチェンジについては意匠により保護を受けるという手法も製品を保護する 1 つの有効な手法であると考えられる。モデルチェンジした形状についても意匠登録を受けておくことで、当該モデルチェンジ後の形状の送風機を権原なく業として製造・販売等する行為に対し意匠権を行使することができる場合がある。よって、この場合も意匠によって特許を補完することができる。この考え方は、モデルチェンジほどではないものの製品等について重要な設計変更がなされた場合にも適用することができる。また実際の製品等が

市場に投入される際には、直前になって急遽設計変更がなされる場合がある。さらに市場への投入後にも設計変更がなされる場合がある。この設計変更が重要なものであり、かつ製品等の外観が変化するような場合には、設計変更後の形態について意匠登録出願をしておくことが望ましいと考えられる。このような意匠登録出願をする場合には、関連意匠制度（意匠法 10 条）を活用することにより、設計変更後の形態以外の形態をも権利範囲に含めることができる場合がある。

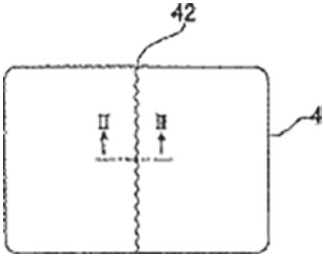
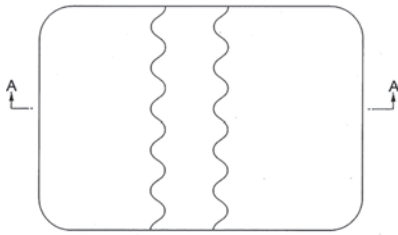
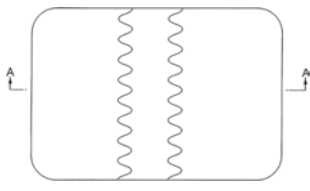
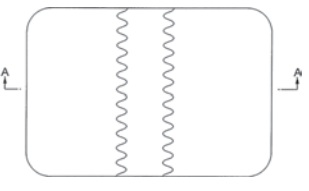
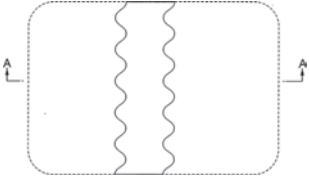
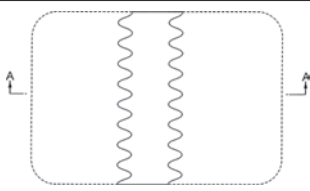
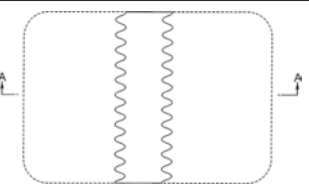
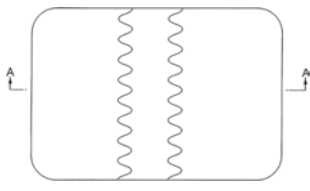
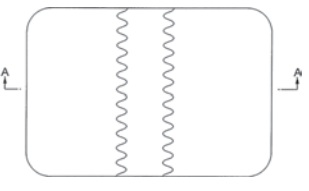
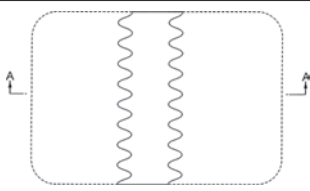
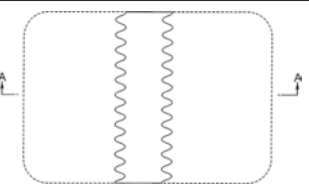
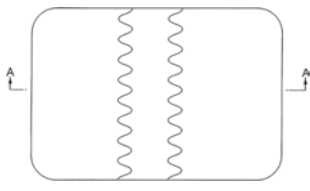
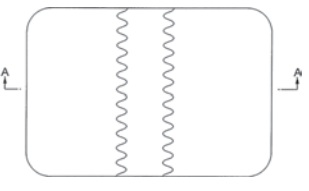
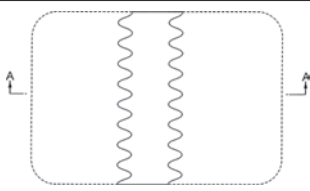
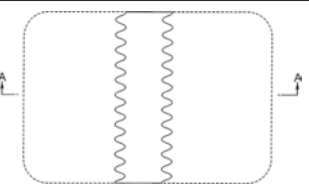
表 11

特許 4756286 号	意匠登録 1392128 号						
<p>【発明の名称】送風機</p> 	<p>【意匠に係る物品】送風機 部分意匠</p> 						
<p>【発明の特徴的構成】空気流が放出される口を備えたノズルは、送風機組立体の外部からの空気を口から放出された空気流によって引き込むようにする開口部を構成するよう軸線回りに延びており、ノズルは表面を有し、口は空気流を表面上でこれに沿って差し向けるよう配置され、表面は下流側に向かって軸線から遠ざかってテーパしたディフューザ部分と、ディフューザ部分から見て下流側に位置すると共にこのディフューザ部分に対して開口部の内方側に角度をなしたガイド部分とを有する。</p>	<p>&lt;モデルチェンジ後の意匠登録&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>意匠登録 1510686 号 部分意匠</th> <th>意匠登録 1545799 号 部分意匠</th> <th>意匠登録 1625938 号 全体意匠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	意匠登録 1510686 号 部分意匠	意匠登録 1545799 号 部分意匠	意匠登録 1625938 号 全体意匠			
意匠登録 1510686 号 部分意匠	意匠登録 1545799 号 部分意匠	意匠登録 1625938 号 全体意匠					
							

#### 4. 6 技術思想として形状を特定した場合の意匠の活用

表 12 に示される特許 5285198 号は貼付剤に関するものであり、その請求項 1 では、切れ目の波形状を規定していた。この波形状を規定する際に、具体的な波形状は特定していないものの、表 12 に示されるように、「速やかに突出することができるような波形状」や「前記波形状の突出は指でつまむことができる」というように作用・機能的な限定が付加されて権利化されている。それに対し、意匠登録 1074403 号では、表 12 に示される具体的な形状のみが特定されており、特許の場合のような作用・機能的な限定は付されていない。この意味で技術思想として形状を特定した場合の特許を、意匠によって上手く補完できているといえる。特に、全体意匠と部分意匠を双方出願して権利化し、しかも関連意匠を活用することで権利範囲に幅を持たせている。

表 12

特許 5285198 号	意匠登録 1074403 号								
<p style="text-align: center;">【発明の名称】 貼付剤</p>  <p>【請求項 1】 …前記切れ目に沿って前記剥離フィルムの一部を剥離することにより露出された前記粘着層の露出面を貼付部位に貼付した状態において、前記支持体を前記切れ目に沿ってわずかに屈曲させるだけで、残りの剥離フィルムの前記切れ目に沿った縁部分が貼付部位と前記粘着層との間から速やかに突出することができるような波形状とされており、前記波形状の突出は指でつまむことができるものであり、前記剥離フィルムの前記波形状の切れ目の波形の高さが、4mm～8mm であり、前記剥離フィルムの前記波形状の切れ目の波形のピッチが、6mm～12.5mm である貼付剤。</p>	<p style="text-align: center;">【意匠に係る物品】 貼り薬 全体意匠</p>  <p style="text-align: center;">&lt;全体意匠の関連意匠登録&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">意匠登録 1074924 号</th> <th style="text-align: center;">意匠登録 1074925 号</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">意匠登録 1074404 号 部分意匠</p>  <p style="text-align: center;">&lt;部分意匠の関連意匠登録&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">意匠登録 1074926 号</th> <th style="text-align: center;">意匠登録 1074927 号</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	意匠登録 1074924 号	意匠登録 1074925 号			意匠登録 1074926 号	意匠登録 1074927 号		
意匠登録 1074924 号	意匠登録 1074925 号								
									
意匠登録 1074926 号	意匠登録 1074927 号								
									

#### 4. 7 特許権と意匠権の存続期間を考慮した意匠の活用

特許権の存続期間は、特許出願の日から 20 年をもって終了する（特許法 67 条 1 項）のに対し、意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、意匠登録出願の日から 25 年をもって終了する（意匠法 21 条 1 項）。このように意匠権の存続期間が特許権の存続期間よりも長いので、特許権と意匠権の双方を取得しておくことで、特許権の存続期間が満了した後であっても意匠権が存続する場合があるといえる。つまり特許に加えて意匠登録を受けておくことで、権利の存続期間の観点においても、特許を補完することができる場合があるといえる。例えば、製品等の基本的な技術思想について予め特許権を取得しておき、その製品等の実施準備を進め、この実施準備が完了して具体的な形態が公表される直前に意匠登録出願をすることで、長期にわたる権利期間を確保することができる。

#### 5. まとめ

知財ミックス戦略の 1 つとして特許と意匠の活用例は知られており、特許と意匠の併用事例の調査・研究もなされているが、本稿で紹介した調査・研究では、特許と意匠の権利範囲の重複の有無を基準として各事例が分類されている。そして特許と意匠の権利範囲が重複しない場合に、特許と意匠が相互に補完関係にあることが報告されて

いる。この分析自体は妥当なものであるが、特許法と意匠法の保護対象を詳細に対比したところ、特許法の保護対象である発明の方が意匠法の保護対象である意匠よりも広範囲の創作を対象としており、その保護範囲も特許の方が広くなり易いと考えられることから、特許法による保護を優先的に検討するという考え方が理にかなっているように思われた。そこで、新たな創作の多面的な保護を検討する場合に、特許による保護を優先的に検討し、この特許を補完するという観点での意匠の活用を検討したところ、意匠によって特許を補完することができると考えられる幾つかの類型を例示することができた。例えば、①技術思想とは別観点の外観について意匠を活用する類型、②技術思想とは別観点の一部の要素について意匠を活用する類型、③技術思想として表現困難な形状等について意匠を活用する類型、④技術思想として保護を受け難いと考えられる要素について意匠を活用する類型、⑤製品等についてモデルチェンジや設計変更があった場合に意匠を活用する類型、⑥技術思想として形状を特定した場合に意匠を活用する類型、⑦特許権と意匠権の存続期間を考慮した意匠の活用という7つの類型を例示することができた。これら以外にも、特許を補完するように意匠を活用することができる類型はあると考えられるが、本稿において例示した考え方が知的財産権による製品等の多面的保護を検討する際の参考になれば幸いである。

以上

(注)

- (1) 知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会 知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン Ver.2.0 令和5年3月27日。
- (2) 知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管している（特許庁 HP 知的財産権制度の概要 産業財産権について <https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai01.html>（2026年1月5日閲覧））。
- (3) 「特許」という用語に関し、特許法では明確な定義はなされていないが、「特許」という用語は、例えば特許法2条1項の定義規定（「この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。」）や、特許法8条1項の在外者の特許管理人に関する規定（「…その者の特許に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）…」）において使用されている。この「特許」という用語の意味内容は、法律用語辞典第5版（有斐閣）によれば、「行政法学上、形成的行為といわれる行政行為の1つであり、特定の者に対して、権利や権利能力を設定する行政機関の行為を意味する。」と説明されている。以上を踏まえると、「特許」とは、特定の者に対して権利や権利能力を設定する行政行為であると解することができるが、本稿では、「特許発明」と同様の意味内容のものとして「特許」という用語を使用する。
- (4) 特許庁 企業価値向上に資する知的財産活用事例集—無形資産を活用した経営戦略の実践に向けて—2022 7頁。
- (5) 乾智彦 知財ミックス戦略及び知財権ミックス戦略の本質的効果 パテント2016 Vol.69 No.6 97頁。
- (6) 特許庁 知的財産権制度の概要 2024年度知的財産権制度説明会（初心者向け）5頁。
- (7) 特許庁総務部総務課制度審議室編集 工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕16頁。
- (8) 中山信弘 特許法第5版 101頁。
- (9) 特許・実用新案審査基準（令和6年4月改訂） 第三部 特許要件 第1章発明該当性及び産業上の利用可能性（特許法29条第1項柱書）。
- (10) 前掲特許・実用新案審査基準 第三部 特許要件参照。
- (11) 前掲特許法第5版 117頁～118頁参照。
- (12) 前掲特許・実用新案審査基準 第三部 特許要件参照。
- (13) 前掲逐条解説〔第22版〕17頁。
- (14) 前掲特許法第5版 120頁参照。
- (15) 前掲逐条解説〔第22版〕1252頁。
- (16) 意匠審査基準（令和5年12月改訂） 第三部 意匠登録の要件 第1章 工業上利用することができる意匠参照。
- (17) 前掲意匠審査基準 第四部 個別の意匠登録出願 第2章 建築物の意匠参照。
- (18) 前掲意匠審査基準 第四部 個別の意匠登録出願 第1章 画像を含む意匠参照。
- (19) 知財高判平成22年7月20日「取鍋」平成19（ネ）10032号参照。
- (20) 知財高判平成25年2月1日「汚物入れ用カセット」平成24（ネ）10015号参照。
- (21) 知財高判平成23年3月28日「マンホール蓋用受枠」平成22（ネ）10014号参照。

（原稿受領 2025.8.8）